

至急回覧

令和4年6月12日

草刈り(畦畔・水路・農道)期間のお知らせ

(多面的機能支払交付金)

思川農地保全会
委員長 板鼻 力

多面的機能支払による草刈り期間の設定を下記の通り行います。
思川以外の耕地をお持ちの方(たとえば吉里開田など)でも支払対象となりますので
この期間に実施してください。

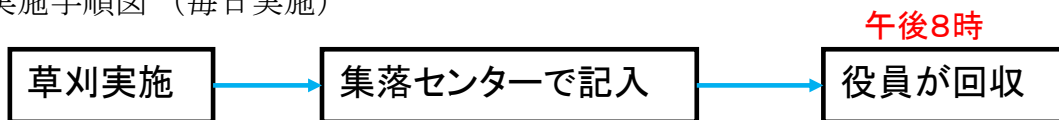
草刈り期間

■ 6月25日(土) ~ 7月2日(土)

実施方法

- 申告の方法は昨年と同様とします。ただし申告用紙を変更しましたのでご注意ください。
- 草刈りを実施したらその日の午後8時までに集落センターで時間等を記入してください。
(センター玄関に用紙があります)

実施手順図 (毎日実施)



※お手をかけますが、申告漏れが無いようにお願いします。

※草刈りの実施状況を毎日役員が写真を撮っていますのでご協力願います。

なお1日の草刈り時間の上限は5時間と致します。

5時間以上申告して頂いても5時間で打ち切りとなりますので御了承ください。

注意

暑い時期ですので水分補給を忘れずに！
怪我や事故にお気をつけください